

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>中央家畜保健衛生所本所に設置された焼却炉は、稼働から8年が経過し、経年劣化に加え豚熱対応により想定を上回る負荷が生じたため、排気煙突等に錆や水漏れが生じている。焼却炉が常時正常稼働できるよう、保守点検を煙突の補修、交換及び陣笠設置、冷却水調整機能の改修を行うものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本所の動物用焼却炉は、インシナー工業株式会社が設計及び設置したものである。 この焼却炉は全国的に見て最も厳しい排気ガス施策を義務付けている「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」が適用され、排気ガス冷却装置を備えた複雑な構造であり、設置した業者以外がメンテナンスをすることは極めて困難である。 また、焼却炉の燃焼機構、構造はメーカー独自のノウハウにより構築されており、焼却炉のメンテナンスのみを生業とする業者もないことから、設置業者以外でメンテナンス及びその後の運転に関して保証することは不可能である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>インシナー工業株式会社は、本所の動物用焼却炉の設計・施工業者であり、平成29年度から令和7年度までの保守点検業務を適切かつ誠実に業務を行っている。 当社以外の者では当設備についての専門知識やメンテナンス業務の技術がなく改修業務を行うことができない。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しインシナー工業株式会社と一者随意契約する。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。